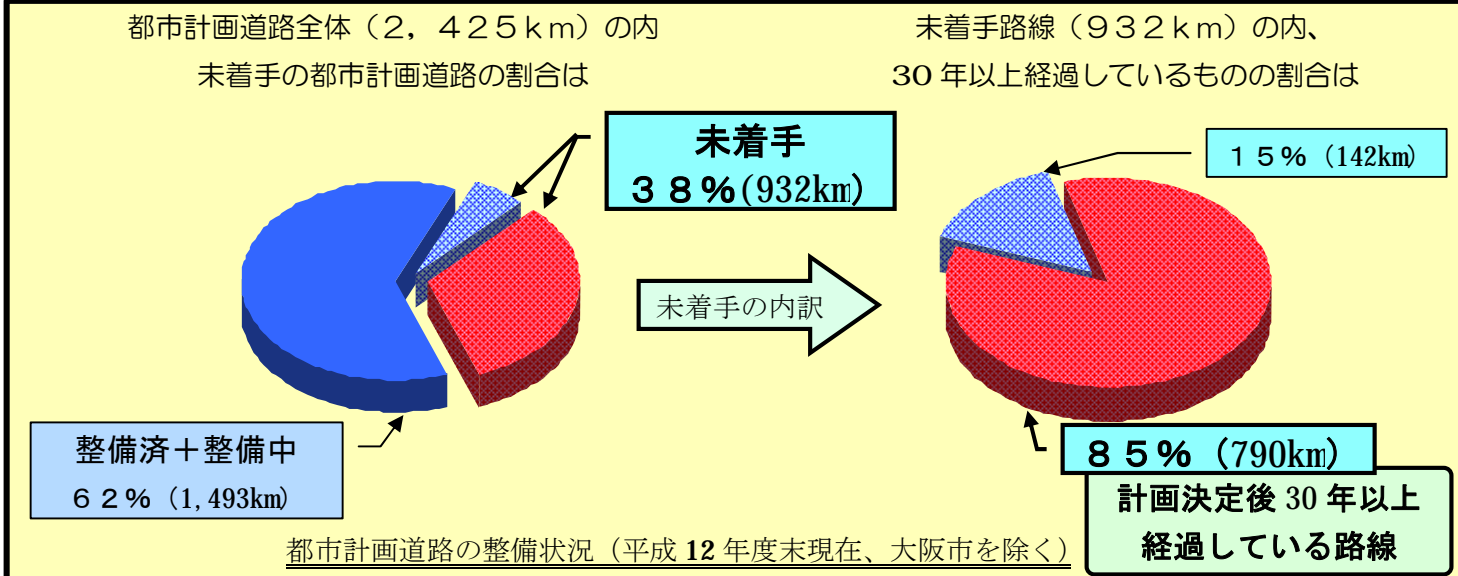


# 大阪府都市計画道路の見直しについて

大阪府では、都市計画決定後長期間にわたり事業未着手の都市計画道路について、これからの大阪の将来都市像に沿った計画となっているかを点検・検証し、存続または廃止の位置付けを行うために、路線の必要性を評価する方法と適切な見直しを行う手順などをまとめた、「大阪府都市計画道路見直しの基本的指針」を平成15年3月に策定しました。現在、この指針に基づき、見直し作業を進めております。

## 大阪府の都市計画道路の現状



## 課題

都市計画道路の区域では、自由には建築ができないという制限があり（都市計画法第53条）、しかもそれが長期化していることから、地域の活性化が阻害されているのではないかと懸念がある。

長期未着手の都市計画道路は、計画当初と社会経済情勢が大きく変化していることから、既に代替路線が存在しているなど、必要性が変化している可能性がある。

## 社会経済情勢の変化

### ○市街地拡大の収束傾向

産業経済構造の変化による事業所数の減少や人口減少社会の到来により市街地の拡大は収束しつつある。

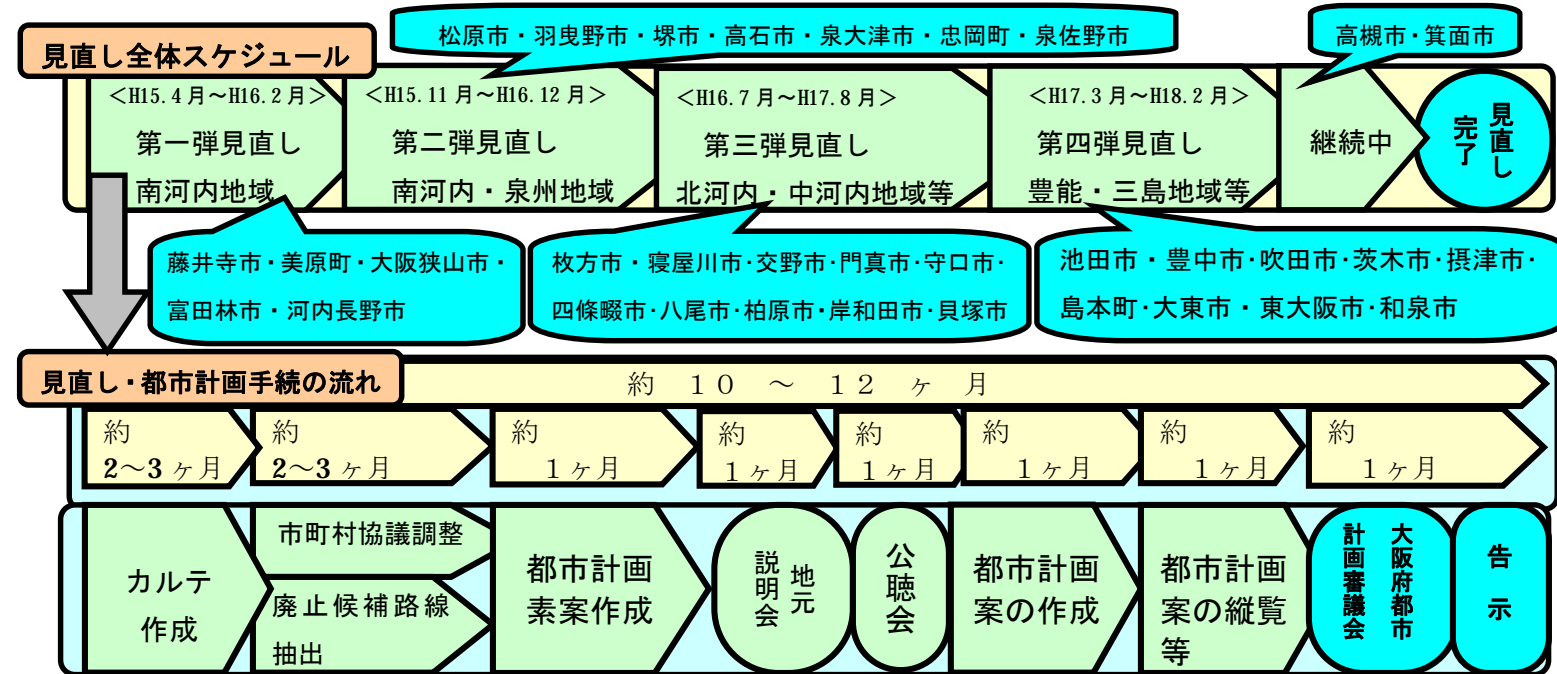
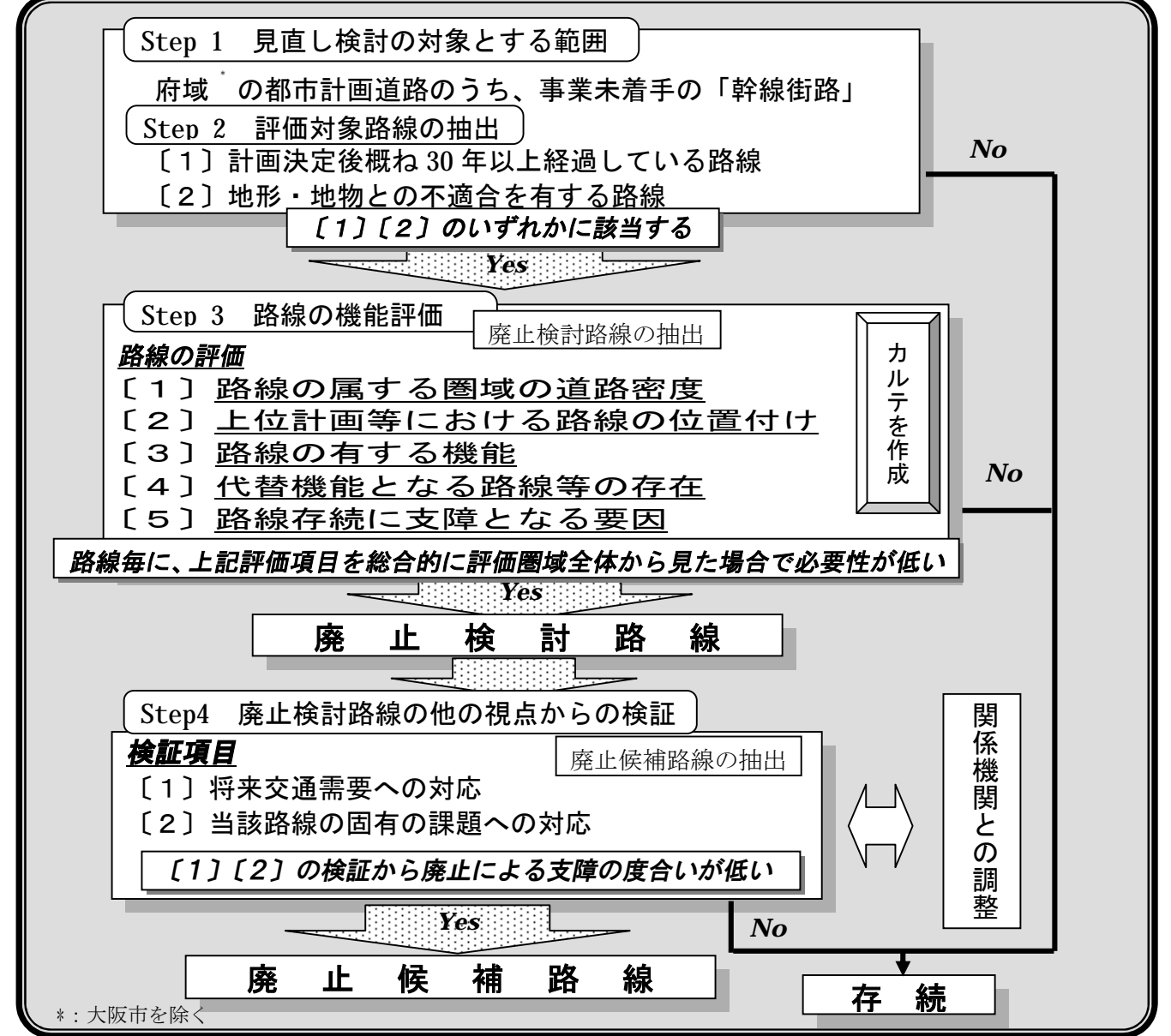
### ○地方分権時代の到来

都市計画についても地方自治体が、それぞれの責任において、主体的に取り組むことができるようになった。

など

## フローチャート

平成18年2月作成



都市計画道路の見直しについて具体的な評価対象路線等のお問い合わせは

大阪府建築都市部総合計画課 施設計画グループ

電話 06-6941-0351 内線3965 FAX 06-6944-6778

E-MAIL [sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp) ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/sokei/>